

第 12 号議案

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則の一部改正について

京都府教育委員会基本規則第 17 条第 1 項第 9 号の規定により、別紙のとおり提出  
します。

平成 31 年 3 月 11 日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

府立鴨沂高等学校の定時制課程を廃止することに伴い、「京都府立学校の分校、課  
程、学科等設置規則」(昭和 39 年京都府教育委員会規則第 3 号)について、所要の改  
正を行うものである。



京都府教育委員会規則第●号

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則の一部を改正する規則

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則(昭和39年京都府教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の表京都府立鴨沂高等学校の項中

全日制	普通科
定時制	普通科

を

全日制	普通科
-----	-----

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則（昭和39年京都市教育委員会規則第3号） 新旧対照表

現 行		改正案				備 考
<p>第1条 京都府立高等学校に、次の表に掲げる分校、課程及び学科を設置する。</p>						
学校名	分 校		課 程	学 科	課 程	学 科
	名 称	位 置				
(略)						
府明学 都清等 京立高校			単 位 制 に 定 時 制	普 通 科	単 位 制 に 定 時 制	普 通 科
府近学 都鶴等 京立高校			全 日 制	普 通 科	全 日 制	普 通 科
			定 時 制	普 通 科		
府北学 都洛等 京立高校			単 位 制 に 全 日 制	普 通 科 (ス ツ 攻 イ ン サ ス 科)	単 位 制 に 全 日 制	普 通 科 (ス ツ 攻 イ ン サ ス 科)
(略)						
<p>第1条 京都府立高等学校に、次の表に掲げる分校、課程及び学科を設置する。</p>						
学校名	分 校		課 程	学 科	課 程	学 科
	名 称	位 置				
(略)						
府明学 都清等 京立高校			単 位 制 に 定 時 制	普 通 科	単 位 制 に 定 時 制	普 通 科
府近学 都鶴等 京立高校			全 日 制	普 通 科	全 日 制	普 通 科
			定 時 制	普 通 科		
府北学 都洛等 京立高校			単 位 制 に 全 日 制	普 通 科 (ス ツ 攻 イ ン サ ス 科)	単 位 制 に 全 日 制	普 通 科 (ス ツ 攻 イ ン サ ス 科)
(略)						
<p>第1条 京都府立高等学校に、次の表に掲げる分校、課程及び学科を設置する。</p>						
<p>定時制課程の廃止</p>						